

<一般委託>

下町浄化センター活性炭及び添着炭交換委託 仕様書

下町浄化センター活性炭及び添着炭交換委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本委託は、下町浄化センターに設置している脱臭設備の脱臭用活性炭及び添着炭を定期的に交換し、年間を通じて正常な機能を維持することを目的とする。
2	履行期間	契約日から令和5年3月15日まで
3	施行場所	横須賀市三春町2丁目1番地、平成町3丁目2番地
4	業務内容	別紙特記仕様書による
5	特記事項	別紙特記仕様書による
6	関係法規	別紙特記仕様書による
7	資格要件	本委託を遂行するに当たって必要な資格を有していること
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託) 円/kg、円/検体
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 水再生課 佐々木 慶太 電話 046-823-6414

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

下町浄化センター活性炭及び添着炭交換委託

作業名	予定数量	単位	上限単価(税抜き) 円	契約単価(税抜き) 円
活性炭交換	26,445	kg	470	
添着炭交換	31,550	kg	600	
臭気分析	31	検体	95,000	
劣化活性炭分析費用	22	検体	5,500	
劣化添着炭分析費用	25	検体	2,500	

下町浄化センター
活性炭及び添着炭交換委託

特記仕様書

横須賀市上下水道局

第1章 総則

第1条 目的

本委託は、下町浄化センターに設置している脱臭設備の脱臭用活性炭及び添着炭を定期的に交換し、年間を通じて正常な機能を維持することを目的とする。

第2条 場所

横須賀市三春町2丁目1番地、平成町3丁目2番地

第3条 期間

契約日から令和5年3月15日まで

第2章 委託内容

第4条 委託内容

- (1) 別紙に記載した項目及び要領に基づき、脱臭用活性炭及び添着炭の交換作業を行い、交換後の使用済の炭は、法令を遵守し適正に搬出すること。
- (2) 交換数量の内訳は、別紙を参照すること。ただし、予定数量より少なかったことに起因する損害については、受託者は、委託者に対し一切請求することはできない。また、交換回数及び交換数量は予定であり、変更する場合は、協議によるものとする。
- (3) 詳細は別紙「3 業務内容」を参照のこと。

第5条 故障時の対応

受託者は、設備に支障を及ぼすおそれのある故障及び破損を発見した場合、速やかに局監督員(以下「監督員」という。)に報告し、指示を受けること。

第3章 提出書類

第6条 緊急時連絡体制表

契約後14日以内に事故、故障、災害発生時の連絡系統図、報告方法を記載した緊急時連絡体制表を1部提出すること。

第7条 現場責任者届の提出

契約後14日以内に現場責任者を選任し、現場責任者届を1部提出すること。

第8条 施工計画書の提出

契約後14日以内に交換数量、作業方法、安全対策、再利用方法を記載した施工計画書を1部提出すること。

第9条 実施工程表の提出

契約後14日以内に作業予定日を記入した実施工程表（計画）を1部提出すること。

第10条 報告書の提出

- (1) 作業終了後、速やかに作業報告書を1部提出すること。
- (2) 報告書には、作業日、開始終了時間、作業従事者全員の氏名、作業内容を記載し、作業前、作業中、作業完了の状況がわかる写真を添付すること。

第4章 その他

第11条 作業の打ち合わせ

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、作業前に監督員と十分な打ち合わせを行い、施設の運転及び機能に支障を与えないようにすること。
- (2) 受託者は、打ち合わせに際し、必要な書類を提出し、これに基づいて作業を行うものとする。
- (3) 作業中に当初の予定が変更されるなどした場合は、速やかに打ち合わせ簿を1部提出すること。

第12条 安全管理

安全管理は、次の項目により行うこと。

- (1) 受託者は、作業の実施に当たり、作業員に対し常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故の防止に努めなければならない。関係法令を遵守するとともに常に人身の安全に十分注意すること。
- (2) 受託者の現場責任者は、安全作業や作業内容の把握に努め、作業を行うものとする。
- (3) 作業前にKY活動を行い、安全管理に努めること。
- (4) 高所作業の際には、落下や転落に注意し、必要な措置をとること。むやみに、覆蓋等に乗らないこと。
- (5) 他工事と錯綜する場合は、十分協議を行い安全及び作業効率を確保すること。
- (6) 特に、酸素欠乏危険作業であるため、上下水道局が設けている「酸素欠乏症等防止マニュアル」に準ずるなど、測定、記録等の必要な措置をとること。

第13条 疑義の解釈

本特記仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、決定する。

第14条 破損時の対応

受託者は、作業に伴って当施設を損壊させた場合、または、それらの連絡を受けた場合には、速やかに監督員と相互協議のうえ、適切な処置、または修理を行うこと。

第15条 費用の負担

前条に基づく作業により発生した費用は、特別な場合を除き全て受託者の負担とする。

第16条 グリーン物品購入及び環境配慮関係

この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本指針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。

(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)

本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

＝別紙＝

1 交換対象詳細

No.	名称	階層	容器仕様 個数	数量(kg/回)		予定 交換 回数	予定数量(kg)		臭気 分析 (箇所)
				活性炭	添着炭		活性炭	添着炭	
1	三春町 沈砂池	屋内 1階	カートリッジ 48個	1,815	2,050	3	5,445	6,150	3
2	2系 最初沈殿池	屋内 1階	〃 54個		2,700	4		10,800	2
3	2系 反応タンク	屋内 3階	吸着塔 4槽		2,900	1		2,900	- (10月 撤去)
4	3系 最初沈殿池	屋内 2階	カートリッジ 28個		1,260	5		6,300	2
5	3系 反応タンク	屋内 2階	〃 72個	2,160		3	6,480		2
6	平成町 汚水沈砂池	屋内 1階	〃 4個	700		3	2,100		2
7	平成町 雨水滯水池	屋内 1階	〃 6個	1,515		3	4,545		2
8	4系 最初沈殿池	屋内 2階	〃 2個	800		3	2,400		3
9	平成町 調整池	屋上 3階	〃 2個	775		3	2,325		3
10	污泥処理棟	屋内 1階	〃 2個	690	400	2	1,380	800	3
11	機械濃縮棟	屋内 1階	〃 2個	885	700	2	1,770	1,400	3
12	濃縮調整槽 A	屋外 1階	〃 8個		400	4		1,600	3
13	濃縮調整槽 B	屋外 1階	吸着塔 1槽		400	4		1,600	3
計	-	-	-	-	-	-	26,445	31,550	31

2 炭仕様

(1) 活性炭

項 目	規 格 値
原料・形状	椰子殻・破碎状
粒 度	4～8メッシュ 95%以上
充 填 密 度	0.4 ～ 0.5 g/ml
硬 度	95%以上
ベンゼン吸着力	30%以上 (*1)

(*1) JIS K 1474による

(2) 添着炭

項 目	規 格 値
原料・形状	椰子殻・破碎状
粒 度	4～8メッシュ 95%以上 (*1)
充 填 密 度	0.42 ～ 0.52 g/ml (*1)
硬 度	95%以上 (*1)
硫化水素 吸着量	14wt%以上 (*2)
メチルメルカプタン 吸着量	2.6wt%以上 (*2)

(*1) JIS K 1474による

(*2) 臭気強度 2.5
T = 25°C
P = 1 atm
RH = 80%

3 業務内容

(1) 活性炭及び添着炭交換

- ア 下町浄化センター脱臭設備の活性炭及び添着炭の交換
- イ カートリッジ等の網の清掃、点検及び補修
- ウ カートリッジ等のパッキンの点検、補修及び年1回以上の交換
- エ 設備の清掃及び点検口のパッキンの点検、補修及び年1回以上の交換

(2) 検査

- ア 平衡吸着量データを1部提出すること。
- イ 納入する活性炭及び添着炭の品質分析書を1部提出すること。活

性炭の分析は、粒度分布、充填密度、硬度及びベンゼン吸着力の4項目、添着炭の分析は、粒度分布、充填密度、硬度、硫化水素吸着量及びメチルメルカプタン吸着量の5項目とする。

※ 交換時には必ず提出すること。

ウ 納入量証明書を1部提出すること。

※ 全設備、交換時には必ず提出すること。

(3) 臭気分析

ア 各脱臭設備において臭気分析を行うこと。各箇所、最低年1回行うものとするが、監督員の指示により測定回数を変更することができる。実施時期については、監督員と協議をすること。

イ 試料採取は、それぞれ脱臭設備の入口及び出口の2検体または、入口、中間及び出口の3検体とする。

ウ 分析項目は、特定悪臭物質濃度（硫化水素、メチルメルカプタン、アンモニア）及び臭気指数の4項目とする。なお、設備出口の目標臭気指数は18以下である。

エ 分析方法は、昭和47年環境庁告示第9号及び平成7年環境庁告示第63号による。

オ 試料採取から分析までを、特定悪臭物質濃度については環境計量証明事業所又は公的機関、臭気指数については臭気判定士の資格を有する者、臭気判定士の資格を有する者が在籍する法人又は公的機関が行うものとし、計量証明書及び官能試験データ表を1部提出すること。

カ 活性炭と添着炭の両方を使用している設備については、併せて1検体とし、分析を行うこと。

(4) 劣化炭分析

ア 各脱臭設備から抜き取った活性炭及び添着炭は、再生前にJIS K 1474による分析を行い、劣化状況について評価すること。分析・評価は、各箇所、交換毎に行うものとする。

イ 活性炭の分析項目は、ベンゼン吸着力の1項目とする。

ウ 添着炭の分析項目は、pH値の1項目とする。

4 その他

(1) 作業日は閉庁日を除く、平日の午前8時30分から17時15分とし、施設の運用に支障がないよう計画を立てること。

(2) 日常作業及び工事等で当初計画に影響がある場合は、日程及び作業方法について、監督員と協議し決定すること。

- (3) 作業中、現場責任者は常駐し監督及び各種の連絡等に努めること。
- (4) 交換に当たり、粉塵が飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- (5) 環境負荷低減のため納入品の炭は可能な限り再生品とする。また、使用済の炭についても可能な限り再生利用すること。
- (6) 作業後、当該機器及び周辺関係施設の清掃を行うこと。
- (7) 場内の施設及び機器等を破損及び汚損した場合は、監督員に速やかに報告し、原形復旧すること。その際の費用については、受託者の負担とする。

